

高知県知的障害者福祉協会 会員準則

平成 28 年 6 月 2 日 制定

(目 的)

第 1 条 この準則は、高知県知的障害者福祉協会（以下「本協会」という）会則に関する会員の責務並びに処分等に関する事項を定めることを目的とする。

(会員の責務)

第 2 条 会員の責務を次のとおりとする。

- (1) 会員は、支援を受ける利用者が人間としての尊厳が守られ豊かな生活を送れるよう、確固たる倫理観をもって支援にあたらなければならない。
- (2) 会員は、相互に協力し知的障害福祉の推進に努めなければならない。

(処 分)

第 3 条 次に掲げる会員施設として相応しくない行為があった場合は、本協会はその会員施設に対して処分を行うことができる。

- (1) 本協会の名誉を傷つけた場合
- (2) 法令に違反する不適切な運営があった場合
- (3) 利用者に対し人権侵害があった場合
- (4) 会員施設が刑事事件に関して起訴された場合
- (5) 上記(1)～(4)に準ずる相応しくない行為

第 4 条 前条に該当する会員施設に対する処分は、次に掲げるものとする。

(1) 指 導

前条に該当する行為が認められた場合には、注意及び指導を行う。

(2) 勸 告

前条に該当する重大な行為が認められた場合には、書面による厳重注意及び改善勧告を行う。

(3) 除 名

前条に該当する行為において故意又は重大な過失が認められた場合、又は前号の勧告後再び勧告の対象となる行為が認められた場合には、除名処分とする。

(報 告)

第 5 条 本協会は、会員の行為が第 3 条に該当すると疑われる場合には、当該会員施

設に対しその事実関係の報告を求めることができるものとする。

2 当該会員施設は、前項の要請に対してはこれに応じなければならない。

(調 査)

第6条 前条による報告により、会長が、事実関係の調査が必要と認めた場合には、本協会は調査のための調査委員会を置くものとする。

2 調査委員会は、調査を実施するとき、予め当該会員施設に対して調査の対象となる理由並びに内容を通知しなければならない。

3 調査委員会は、調査結果を会長に報告するものとする。

4 調査委員会が事実関係の調査を行う場合は、当該会員施設は調査に協力しなければならない。

(裁 定)

第7条 第6条の調査を受けて、会長が必要と判断した場合は、裁定委員会を置くものとする。

2 裁定委員会は、本協会の会長、副会長、人権倫理委員長及び役員によって構成する。

3 裁定委員会は、前条の調査委員会の報告を受け審議を行うものとする。

4 裁定委員会は、第4条の処分の裁定を行う場合は、当該会員施設に対し弁明の機会を与えなければならない。

(処分の実施)

第8条 会長は裁定委員会の裁定を経、第4条による処分を行うものとする。ただし、「第4条(3)除名」を行う場合は、本協会理事会の承認を受けるものとする。

(除名の公表)

第9条 「除名」を行った場合には、当該会員施設の名称及び処分の理由等を、本協会ホームページにて公表するものとする。

(守秘義務)

第10条 調査並びに裁定に係わる者は、その知り得た情報を外部にもらしてはならない。

(記 録)

第11条 本協会は、会員施設に対する処分の裁定を行った場合には、その審議経過を作成しなければならない。

(付 則)

- 1 本準則は、平成28年6月2日より施行する。
- 2 本準則を改正または廃止しようとするときは、役員会の承認を受けなければならない。
- 3 本準則以外の細則に関する事項については、別に定める。

高知県知的障害者福祉協会会員準則の「細則」を

次のとおり定める

(会員の復帰)

1. 第4条(3)による除名処分を受けた会員施設は、除名処分を受けた日から2年間は会員施設として復帰できないものとする。
2. 会員として復帰を希望する元会員施設は、所定の用紙により再加入申込を行うものとする。
3. 復帰を希望する当該元会員施設の復帰の可否は、役員会にて決定する。

(調査委員会)

1. 調査委員会は、本協会の役員、人権倫理委員長及び社会福祉に対して専門的知見を有する第三者等によって構成し、会長が選任する。